

# STOP! 「戦争する国」づくり

## 集団的自衛権行使は 9条破壊

憲法を守りいかそう

### 現実に起こりえないことをあげ、 集団的自衛権行使容認を押しつける

日本が攻撃を受けていないのに他国の戦争に参加できる集団的自衛権は、憲法9条のもとで許されていません。ところが安倍首相は5月15日、集団的自衛権の否定は「国民の生存を守る責任の放棄」とし、憲法解釈変更の検討を表明。中国が軍事力を増強し、沖縄県尖閣諸島の領有権を主張していることや、北朝鮮の核・ミサイル開発を念頭に、朝鮮半島有事を想定した事例をあげて「行使容認が必要」としています。

しかし、この事例について、柳沢協二・元内閣官房副長官補（安全保障担当）は「現実に起こりえないこと」として批判しています。

#### 安倍首相の示した事例

- 1 朝鮮半島有事を想定した「日本近海で紛争が発生し、邦人を救出・輸送する米艦の防護」
- 2 国連平和維持活動（PKO）での「民間人警護」「他国部隊の駆けつけ警護」

柳沢協二氏：集団的自衛権とは無縁、個別的自衛権、警察権で対応可能。そもそも北朝鮮は戦争をする能力は99%ない。集団的自衛権を行使し他国の武力行使に加担すれば、日本も攻撃対象になるリスクがあり、国民に示すべき。（5月19日都内で開かれた学習会で）



歯止めにならない  
集団的自衛権行使

安保法制懇報告書では、集団的自衛権行使を「限定」すると言いながら、示された条件は、「密接な関係にある国が攻撃を受ける」「放置すれば日本の安全に大きな影響が出る」「首相が総合的に判断する」など、非常に範囲が広くあいまいで「限定」とは真逆のものです。他の条件もともと決まりきった当たり前のことばかり。

● 攻撃された国から行使を求める明らかな要請がある  
…頼まれてもいないのに「行く」ことなどはじめからあり得ません。

● 別の国の領域を通る場合はその国の許可を得る  
…許可なく他国の領域に入ったら「不法侵入」「侵略」。もともとあり得ない。

● 原則として国会に承認を受ける必要  
…「原則として」ということは例外もあるということ。

### 「限定行使」は何の歯止めにもならない 歯止めは憲法9条

安保法制懇は、集団的自衛権の行使容認の「要件」をつけましたが、まったく武力行使の歯止めになりません。「政府が総合的に判断する」などとしており、時の政権の判断で集団的自衛権が行使できるようになります。海外での武力行使の最大の歯止めとなってきたのは、憲法9条です。9条の解釈改憲は許されません。

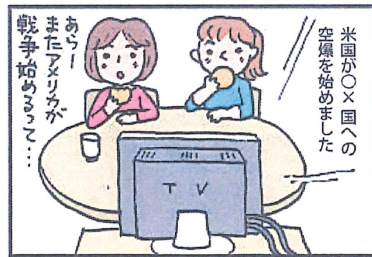
### 許しません！ 京都への米軍基地建設強行 戦争に巻き込まれる危険性高める

5月26日、防衛省近畿防衛局は、突然、安部政権の集団的自衛権行使に向けて京丹後市に27日からの米軍基地設置の工事を開始すると通告。27日には、多くの京民が日本がますます戦争に巻き込まれる危険なものとなります。住民が抗議する中、工事が始まりました。

危険な動き認めない



ある日、突然・・・



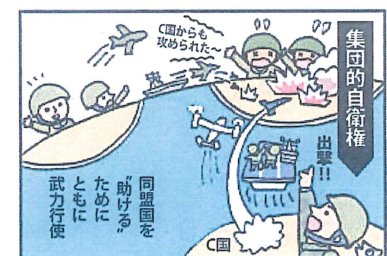
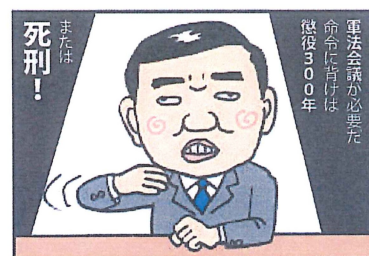
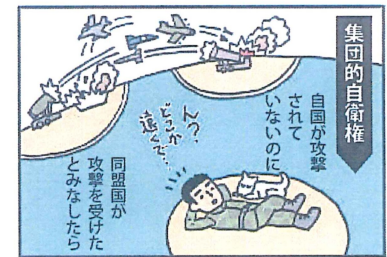
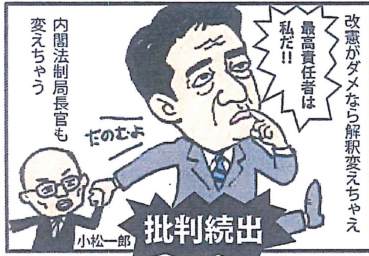
命令に背けば？



行使の実態は



2つの“自衛”



# ナニを守るの？ 集団的自衛権